

委員会提出議案第9号

放課後児童クラブ指導員に対する処遇改善を求める決議

放課後児童クラブは、児童の健全な育成のため、保育の質の向上に資する経験豊富で高度な専門性を有する指導員を配置することが必要である。しかし、本市においては、指導員の処遇の低さが大きな要因となり、その平均勤務年数は、およそ3年から4年と短く、人材の確保と定着が進んでいない状況にある。

本市における放課後児童クラブの運営に対する財政的支援は、これまでも委託料の増額が行われてきたが、指導員の処遇改善費に対する国・市町村の補助制度はいまだ十分に整備されておらず、保護者からの負担に頼らざるを得ない状況となっている。

また、放課後児童クラブ指導員の資格については、平成27年度施行の「子ども・子育て支援新制度」に伴い、「放課後児童支援員」という資格を付与する認定制度が創設される予定であり、改めて、指導員の職務の専門性が国の制度において明確化されるものである。

よって、さいたま市議会は、放課後児童クラブにおける保育の質の向上に資するよう、高度な専門性を有する指導員人材の確保及び定着を図るべく、放課後児童クラブ指導員の処遇改善について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成26年12月19日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 井上伸一